

沼津市立病院条例の一部改正について

沼津市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市立病院条例の一部を改正する条例

沼津市立病院条例（昭和23年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表人間ドック料の部に次のように加える。

簡易型人間ドック	市民及び市内在勤の者（健康保険組合等の契約による者を除く。）	1回	20,400 円	診察、身体計測、生理検査、胸部エックス線検査、血液検査（生化学・血液学）、尿検査、便検査、胃がんリスク検診
	上記以外の者	1回	30,360 円	

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

「提案理由」

人間ドックにおける新たな検査項目を追加するものである。